

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進法に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

福岡県糟屋郡久山町長

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育・健康相談・訪問指導・各種がん検診・基本健診・肝炎検査・骨粗鬆症検診など、住民の健康増進を推進するために必要な事業を行う。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を次の事務に利用する。 ①健康相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ③検診・健診受診対象者に対する通知書発行、検診等の実施
③システムの名称	保健総合システム、Acrocity健康管理、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一項番76 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町大字久原1822番地1 ヘルスC&Cセンター 久山町健康課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	健康増進法に基づく各種健康診断、健康相談、訪問指導、健康教育等、町民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。特定個人情報ファイルは、対象者管理、受診情報等管理、統計報告および分析に使用する。	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務のうち、以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 ・(健康増進法第17条第1項、第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務) ・健康相談、訪問指導・歯周疾患健診、骨粗鬆症健診、肝炎ウイルス健診 ・健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査		
平成29年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一項番76 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条		
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署①部署	健康福祉課	健康課		
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署②所属長	健康福祉課長 物袋由美子	健康課長		
平成31年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイル取り扱いに関する	ヘルスC&Cセンター(久山町役場 健康福祉課健康係)	ヘルスC&Cセンター(久山町役場 健康課健康係)		
	IV リスク対策	なし	項目の追加		
令和6年7月1日	表紙	久山町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	久山町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務のうち、以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 ・(健康増進法第17条第1項、第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務) ・健康相談、訪問指導・歯周疾患健診、骨粗鬆症健診、肝炎ウイルス健診 ・健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査	健康増進法に基づき、健康教育・健康相談・訪問指導・各種がん検診・基本健診・肝炎検査・骨粗鬆症検診など、住民の健康増進を推進するために必要な事業を行う。 健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を次の事務に利用する。 ①健康相談等その他健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ③検診・健診受診対象者に対する通知書発行、検診等の実施	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携①	実施しない	実施する	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携②	なし	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	久山町役場	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	ヘルスC&Cセンター(久山町役場 健康課 健康係)	〒811-2501 福岡県糟屋郡久山町大字久原1822番地1 ヘルスC&Cセンター 久山町健康課	事後	
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年7月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	〔○〕委託しない	〔 〕委託しない	事後	
令和6年7月1日	IV4委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	
令和6年7月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	〔○〕提供・移転しない	〔 〕提供・移転しない	事後	
令和6年7月1日	IV5.不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	
令和6年7月1日	IV リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	〔○〕接続しない(入手)〔○〕接続しない(提供)	〔 〕接続しない(入手)〔 〕接続しない(提供)	事後	
令和6年7月1日	IV6.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	
令和6年7月1日	IV6.不正な提供が行われるリス	なし	十分である	事後	